

## 第20章 金融検査の充実・強化のための方策

### 第1節 検査マニュアル等の整備

#### I 「証券会社に係る検査マニュアル」の整備

##### 1. 趣旨・目的

「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」及び「保険会社に係る検査マニュアル」の整備に引き続き、金融庁及び証券取引等監視委員会の検査・監督機能の一層の向上を図るとともに、証券会社の自己責任に基づく経営を促し、金融行政全体に対する信頼の確立に資することを目的として、今事務年度において、「証券会社に係る検査マニュアル」について整備・公表を行うこととした。

(資料20—1—1参照)

##### 2. 検討経過(資料20—1—2、3、4参照)

平成12年8月28日、金融庁検査部(現検査局)と証券取引等監視委員会は協調して「証券検査マニュアルワーキング・グループ」を設置し、検討を開始した。平成13年4月25日には、都合16回の検討の成果として「証券会社に係る検査マニュアル(案)」を公表し、これに対するパブリック・コメントを募集した。この結果、5先よりコメントが寄せられたことから、当該パブリック・コメント等をも踏まえ更に検討を重ね、平成13年6月14日に検査官向けの通達として発出し、公表したところである。

なお、本通達は、平成13年10月1日以降に実施する検査において適用することとしているが、決算処理に関する事項については平成14年3月期決算より適用することとしている。

##### 3. 「証券会社に係る検査マニュアル」の概要(資料20—1—5)

「証券会社に係る検査マニュアル」においては、既に整備されている預金等受入金融機関及び保険会社とは規制の枠組みが異なるものの、公益及び投資家保護の観点から、

- ・ 取引の公正及び財務の健全性確保の状況を把握するとともに
- ・ これにとどまらず、法令遵守態勢及びリスク管理態勢の確認検査にも重点を置くこととしており、

これらの検査マニュアルとの主な相違点は次のとおりである。

- ① 投資家保護の観点から、適切な顧客資産の分別保管態勢の確立が図られているか等を確認するため、法令等遵守態勢に「顧客資産の分別保管態勢確認用マニュアル」を加えた。
- ② 証券会社は自己資本規制比率が120%を下回ることはないように求められていることから、自己資本規制比率管理の態勢整備状況を確認するため、「自己資本規制比率の管理態勢確認検査用チェックリスト」を設けた。

- ③ 証券会社は、一定金額以上の純財産額の確保が求められていることから、純財産額が、関係府令等に基づき計算されているか等を確認するため、「純財産額の検査用マニュアル」を設けた。
- ④ インターネットによる取引の増加が特にめざましい分野であることから、「電子証券取引に関する確認検査用チェックリスト」を設けた。

## II 内部監査・外部監査に係る「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」及び「保険会社に係る検査マニュアル」の整備

### 1. 趣旨・目的

金融庁においては、金融機関等における実効性ある内部監査・外部監査態勢の確立を促すとともに、金融庁の検査の更なる実効性及び効率性の向上を図るため、既出の「預金等受入金融機関に係る金融検査マニュアル」及び「保険会社に係る検査マニュアル」の内容を充実させることとした。

(資料 20-1-6 参照)

### 2. 検討経過

平成 12 年 8 月 28 日、検査部（現検査局）内に「内部監査・外部監査ワーキング・グループ」を設置し、検討を開始した。平成 13 年 2 月 9 日には、都合 12 回の検討の成果として「預金等受入金融機関及び保険会社に係る検査マニュアルの充実について（内部監査・外部監査ワーキンググループとりまとめ）」を公表し、これに対するパブリック・コメントを募集した。この結果、13 先よりコメントが寄せられたことから、当該パブリック・コメント等をも踏まえ更に検討を重ね、平成 13 年 4 月 25 日に検査官向けの通達として発出するとともに、これを公表したところである。

なお、本通達は、平成 13 年 7 月 1 日以降に実施する検査において適用することとしている。

(内容については資料 20-1-7、8 参照)

## III 緊急経済対策関連等に係る「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」及び「保険会社に係る検査マニュアル」の整備（資料 20-1-9 参照）

### 1. 趣旨・目的

金融庁検査局においては、

- ① 4 月 6 日に発表された「緊急経済対策」に関連する事項、
- ② 時価会計導入に伴う事項、
- ③ インターネット取引等に関する事項、

等について所要の改訂を行うため、「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」及び「保険会社に係る検査マニュアル」の「信用リスク検査用マニュアル」

及び「システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」等について、所要の改訂を行うこととした。

## 2. 検討経緯と改訂の概要

改訂にあたっては、当庁部内において検討を重ねて改訂案を作成し、平成 13 年 4 月 26 日に改訂案に対するパブリックコメントを募集した。今後、当該パブリック・コメント等をも踏まえ更に検討を重ね、今検査事務年度中に検査官向けの通達として発出し、公表する予定である。

改訂の主な内容は、次のとおりである。

### (1) 「緊急経済対策」に関連する事項

会社更生法及び民事再生法の規定による更生手続き開始の申立て等が行われた債務者に対する共益債権については、回収の危険性の度合いを踏まえて、原則として、非分類ないしⅡ分類としているか検証することを明記した。

### (2) 時価会計導入に伴う事項

有価証券の保有目的区分（売買目的、満期保有目的債券、子会社・関連会社株式、その他有価証券）及び評価については、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会）等に基づき適正に行われているか等について検証することを明記した。

### (3) インターネット取引等に関する事項

金融におけるインターネット取引の現状を踏まえ、当該取引の適切な業務運営を確保する観点から、当該取引において発生しやすいリスク及びシステムにおける外部委託の管理状況に関する検証項目を追加した。

なお、本通達は平成 13 年 7 月 1 日以降に実施する検査において適用することとしている。